株式会社スマートドライブ

定　　款

第1章 総　則

第1条（商号）

当会社は、株式会社スマートドライブと称し、英文では SmartDrive inc.と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)　データの解析業務

(2)　コンピュータシステムのソフトウェア及びハードウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸及びコンサルティング業務

(3)　マーケティングリサーチ業務

(4)　広告業及び広告代理店業務

(5)　経営コンサルタント業務

(6)　損害保険代理業務

(7)　自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業務

(8)　下記物件の取得、販売、賃貸借、リースに関する業務

新・中古自動車並びにそれらの部品及び用品

(9)　クレジットカードによる商品購入およびサービス利用者に対する斡旋、集金代行、計算事務代行等に係る業務

(10)　携帯電話及びその他移動体通信機器の販売、取次等の代理店業務

(11)　古物営業法に基づく古物商

(12)　各種イベント、カンファレンス、研修及びセミナーの企画、立案、制作、運営及び管理

(13)　前各号に付帯関連する一切の事業

第 3 条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第 4 条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会

(2)　監査役

(3)　監査役会

(4)　会計監査人

第 5 条（公告方法）

1. 当会社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株　式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 2,000 万株とする。

第 7 条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

第 9 条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第１６６条第１項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 11 条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 12 条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

第 3 章　株主総会

第 13 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 14 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 他の取締役が招集する。
2. 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 15 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決

権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 18 条（株主総会議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章　取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役は 10 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

1. 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議により社長 1 名を選定する。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、社長が招集し、議長となる。但し、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 25 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 26 条（取締役の報酬）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 27 条（取締役の責任限定）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、非業務執行取締役との間に、任務を怠

ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 28 条（議事録）

取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 5 章　監査役及び監査役会

第 29 条（監査役の員数）

当会社の監査役は 5 名以内とする。

第 30 条（選任方法）

当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第 31 条（監査役の任期）

1. 監査役の任期はその選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 33 条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要

があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、監査役会は、招集の手続を経ないで開催することができる

第 34 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 35 条（監査役の報酬）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 36 条（監査役の責任限定）

1. 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第 37 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 38 条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 39 条（会計監査人の責任限定）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 40 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計　算

第 41 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

第 42 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 43 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 44 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章　附　則

第45条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。